

消防設備点検・点検内容と報告期間

■点検の内容及び期間

機器点検	6ヶ月に1回	消防用設備等の適正な配置、損傷等の有無や機能について、簡易な操作により判別できる事項を消防法に定める技術上の点検基準に従い確認します。
総合点検	12ヶ月に1回	消防用設備等を作動させ、又は使用することにより、総合的な機能を点検基準に従い確認します。

■点検結果の報告期間：防火対象物の用途によって定められています

- ①最新の機器点検と総合点検の結果が記載されたものを消防署へ報告します。
 点検業者は、点検結果の詳細を点検票に記載して、責任者である建物所有者・管理者・占有者へ提出します。
 防火管理者、立会者の欄がありますので、それぞれ担当の方にも点検結果を確認してもらいます。
 不良箇所があれば、早急に改修しましょう。
- ②消防用設備等点検結果報告書は2部（3部）提出し、受け返却された1部（2部／副本）は維持台帳に綴り事業所で保管してください。

特定対象物：主に不特定の人が多数出入りする建物

不特定対象物：主に特定の人が出入りする建物

点検結果の報告期間	防火対象物(消防法施行令別表第1)		点検結果の報告期間	防火対象物(消防法施行令別表第1)		点検結果の報告期間			
	(1)	イ 劇場等 □ 公会堂等	1年に1回	(9)	イ 特殊浴場 □ 一般浴場	3年に1回	1年に1回		
(2)	イ キャバレー等 □ 遊技場等 ハ 性風俗特殊営業店舗等 ニ カラオケボックス等	(10)		停車場等					
(3)	イ 料理店等 □ 飲食店	(11)		神社・寺院等					
(4)	百貨店等	(12)		イ 工場等 □ 映画又はテレビスタジオ					
(5)	イ 旅館等 □ 共同住宅等	(13)		イ 駐車場等 □ 航空機格納庫					
(6)	イ 病院等 □ 自力避難困難者入所福祉施設等 ハ 老人福祉施設、児童養護施設等 ニ 幼稚園等	(14)		倉庫	(15)	事務所等	(16)	イ 特定複合用途防火対象物 □ 非特定複合用途防火対象物	3年に1回
(7)	学校	(16の2)		地下街	(16の3)	準地下街	1年に1回		
(8)	図書館等	(17)		文化財	(18)	アーケード	3年に1回		

 は特定防火対象物
 は非特定防火対象物